

# 役員選任規程

## 役員選任規程

(役員の被選任権)

第 1 条 次に掲げる者は、役員<sub>の</sub>被選任権を有しない。

- (1) 組合員でない者
- (2) 法人
- (3) 未成年者
- (4) 破産者で復権のできないもの
- (5) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終るまでのもの、又はその執行を受けることがなくなるまでのもの。

(役員<sub>の</sub>選任)

第 2 条 役員は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。

2 前項の規定による役員<sub>の</sub>被選任区及びその区域から選任すべき役員<sub>の</sub>定数は、次のとおりとする。

被選任区	被選任区域	定 数	
		理事数	監事数
第 1 被選任区	近江八幡市白王町、円山町、島町、北之庄町、多賀町、市井町、浅小井町(八幡地区)、西庄町(八幡地区)	5 人	1 人
第 2 被選任区	近江八幡市浅小井町(金田地区)、西庄町(金田地区)、鷹飼町、金剛寺町、杉森町、長田町、西本郷町	3 人	1 人
第 3 被選任区	近江八幡市上田町、武佐町、西宿町、野田町、友定町、御所内町、西生来町(未広町を含む)	5 人	1 人
第 4 被選任区	近江八幡市安土町常楽寺、香庄、慈恩寺、小中、中屋、上出	3 人	1 人
第 5 被選任区	近江八幡市安土町西老蘇、東老蘇、石寺	3 人	1 人
第 6 被選任区	びわこ揚水土地改良区の区域全域	2 人	—

3 被選任人の所属の被選任区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の

所在地による。この場合において、その被選任人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選任区にあるときは、当該被選任人が指定して土地改良区に届けた土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

- 4 役員のうち第6被選任区の理事は、びわこ揚水土地改良区の区域全域に所属する組合員のうちから選任するものとし、当該被選任区の候補者は他の被選任区の候補者と重複することができないものとする。

（選任の時期）

第 3 条 役員任期満了による選任は、その任期満了の前日60日から10日までに、その他の選任にあつては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

（選任の議決）

第 4 条 役員は総代会の議決によって選任する。

（選任の議案）

第 5 条 役員選任に関する議案は、理事長がこれを総代会に提出する。

- 2 理事長は、役員選任に関する議案を総代会に提出するには、附属書総代選挙規程第2条第2項に規定する総代の各選挙区の総代から選ばれた者をもって、構成する推薦会議において被選任人として推薦された者につき議案を作成しなければならない。

第 6 条 推薦会議は、前条第2項の規定により被選任人として推薦しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかななければならない。

（選任議決の投票）

第 7 条 第4条の議決は、無記名投票で表決をとる。

- 2 前項の投票は、総代自ら、総代名簿との対照を経て所定の投票用紙に賛否を表示し、議長が示した時間内にこれを投票箱に入れて行わなければならない。

第 8 条 議長は、投票が終わったときは、あらかじめ総代会において選任した立会人3人以上立会のうえ、投票箱を開き、投票を点検し、直ちにその結果を宣言しなければならない。

- 2 被選任人は、前項の立会人となることができない。

（投票の無効）

第 9 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 賛否の確認し難いもの

(選任の確定及び役員就任)

第10条 役員を選任に関する議案が総代会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所、氏名、所属被選任区名、及び理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき役員に就任するものとする。ただし、第11条若しくは第12条の選任又は土地改良法（以下「法」という。）第29条の3の改選、法第29条の4の規定による役員を選任、法第134条第2項の改選、若しくは法第136条の規定による決議の取消しによる選任の場合を除き、公告の時が現任役員任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、第2条第3項に規定する被選任区を異動したこと、若しくは死亡したことによって選任すべき役員の数に達しなくなった場合又は、法第136条の規定による決議の取消しの結果、被選任者がなくなり若しくは、被選任者が選任すべき役員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき再選任を行わなければならない。

(補欠選任)

第12条 役員の一部が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。ただし、欠員数が、それぞれ理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は役員に欠員を生じた時が役員任期満了前3月以内であるときは、監事が1人となる場合を除き、次の総代会まで補欠選任を行わないことができる。

付 則

この規程は、知事の認可のあった日から施行する。(平成14年4月1日)

この変更規程は、知事の認可のあった日から施行する。(令和3年8月26日)

この変更規程は、知事の認可のあった日から施行する。(令和7年9月2日)